

地方公営企業会計制度の見直しについて

平成24年5月 総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業会計制度の見直しの経緯

1 地方公営企業会計制度等研究会の開催

- 開催日程平成21年6月8日から平成22年3月19日
- 一 地方公営企業会計制度等研究会の報告書 平成21年12月提言

2 資本制度の見直し

- 第1次一括法による地方公営企業法の一部改正 成立: 平成23年4月28日 公布: 平成23年5月2日 施行: 平成24年4月1日
- 関係政省令の改正 政令閣議決定:平成23年8月26日 公布:平成23年8月30日 施行:平成24日4月1日

3 会計基準の見直し

- 〇 地方公共団体に対する説明会の開催 開催日:平成23年10月13日(見直し案を提示)
- 関係政省令の改正、告示の制定 政令閣議決定:平成24年1月24日 公布:平成24年1月27日 施行:平成24年2月1日 適用:平成26年度予算及び決算から適用(早期適用も可能)

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

1 企業会計基準の見直しの進展

〇 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

- 〇 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基 準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

3 地域主権改革の推進

〇 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)及び第3次勧告(平成21年10月7日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

4 公営企業の抜本改革の推進

○ 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況 等をより的確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方 の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

見直しに当たっての基本的考え方

1 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとすること

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業 会計原則の考え方を取り入れることとする。
- 〇 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性 も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

2 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- 〇 地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

3 地域主権改革に沿ったものとすること

- 〇 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。
- 地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規 定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

፲ 資本制度の見直し

改正済 (H24.4.1~)

改正済 (H26予決算~)

Ⅱ 地方公営企業会計基準の見直し

- 〇 会計基準の見直し
 - 1 借入資本金
 - 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
 - 3 引当金
 - 4 繰延資産
 - 5 たな卸資産の価額
 - 6 減損会計
 - 7 リース取引に係る会計基準
 - 8 セグメント情報の開示
 - 9 キャッシュ・フロー計算書
 - 10 勘定科目等の見直し
 - 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)
- 〇 会計変更に伴う経過措置等

Ⅲ 財務規定等の適用範囲の拡大等

〇 水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適用拡大

Ⅳ その他の検討事項

- 〇 地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例
- 〇 その他(2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることのできる特例の拡大 等)

今後対応

1. 資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成 立: 平成23年4月28日(公布: 平成23年5月2日)

施行日: 平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

〇地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

	① 利益の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の額の減少
現行	①1/20を下らない金額を減債積 立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が 滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補塡 しきれなかった場合は可	不可
改正	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可



利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。

11. 地方公営企業会計基準の見直し

1. 借入資本金

【基本的な方針】

- ① <u>借入資本金を負債に計上(令§15②)。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類(則§7③)。</u>
- ② 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分(則 § 7②③)。
- ③ 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」(則§39Ⅱ)。

※ ワンイヤールール に基づき固定負債・ 流動負債を区分

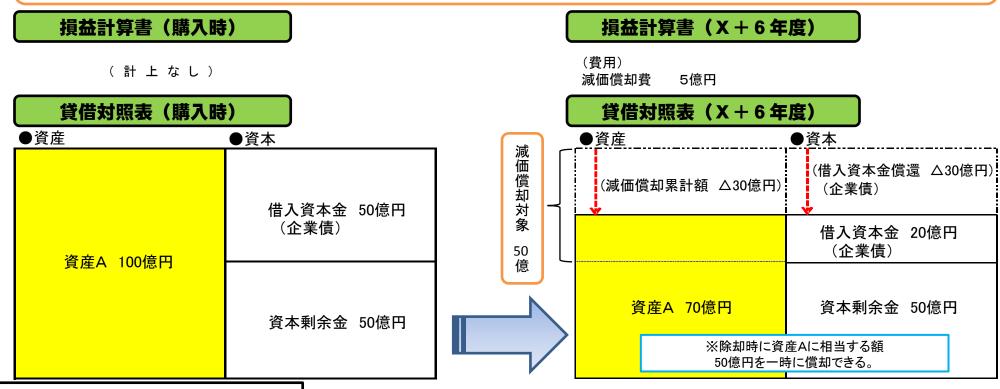
2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

【基本的な方針】

- ① 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止(旧則§8④、§9③)。
- ② 償却資産の取得又は改良に伴い交付される<u>補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上</u>した上で、<u>減価償却見合い分を、順次収益化</u>(令§26、則§21)。
- ③ 既取得資産に係る経過措置として、国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグルーピングし、総合償却を行う等簡便な処理方法により移行処理できることとする。 なお、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、従前どおりの取扱いによることができることとする(改正省令附則§6⑦⑧)。
- ④ 建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還金に対する繰入金については、補助金等の例により「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとする。ただし、各事業年度における減価償却額と当該繰入金との差額が重要でない場合は繰り入れた年度に全額を収益として計上することができることとする(則§21③)。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等(現行のみなし償却制度)

X年度期末に補助金(資本剰余金)50億円及び企業債(借入資本金)50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定(帳簿原価50億円とみなす。)。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合



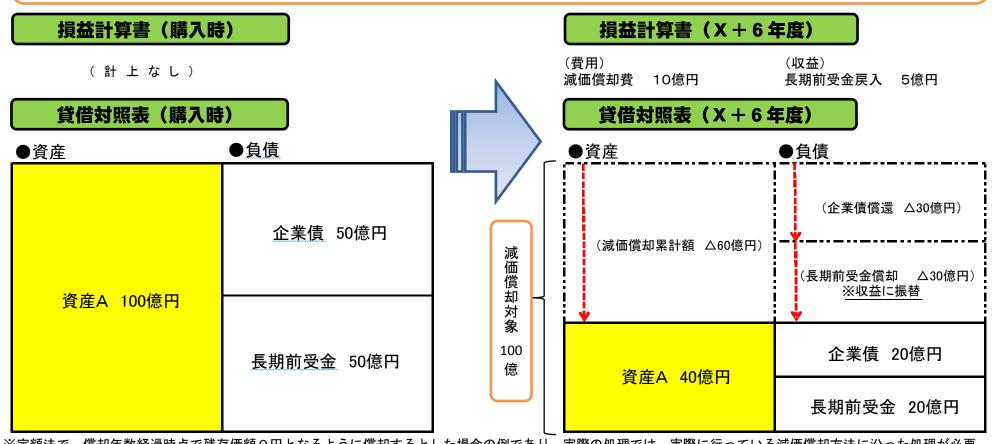
- みなし償却制度のデメリット
 - ①貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を適切に表示できない。
 - ②みなし償却制度の採用は、地方公営企業の任意とされており、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なるため、団体間比較を著しく阻害。地方公営企業決算状況調査等によるマクロ分析を行うに当たってもその信頼性を大きく損なう。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等(新たな会計処理方式)

改正後

償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として 負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化(改良の場合も同様)。

X年度期末に補助金(長期前受金)50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合



※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等の経過措置

- 〇 現在の資産価値の実態を適切に表示するため、旧みなし償却規定を適用していた資産は、当該規定を適用していなかった場合の帳簿価額とする(改正省令附則 § 6②)。
- 〇 現に資本剰余金として整理されている補助金等についても、当初から当該補助金等 が収益化されていた状態になるよう移行処理を行う(同令附則§6)。
- ※現在の資産に係る資本剰余金の移行処理であり、既に存在しない資産に係るものについては移行処理の必要はない。

資本剰余金の移行処理の内容

【資産と補助金等の対応関係の把握が可能な場合でみなし償却を行っていた場合(例①)】 旧みなし償却規定を適用していなかった場合の帳簿価額となるよう減額した額に相当する額を、 資本剰余金から減額する(同令附則 § 6②)。

※資本剰余金が不足する場合は、不足額については、利益剰余金から減額する(同令附則 § 63)。

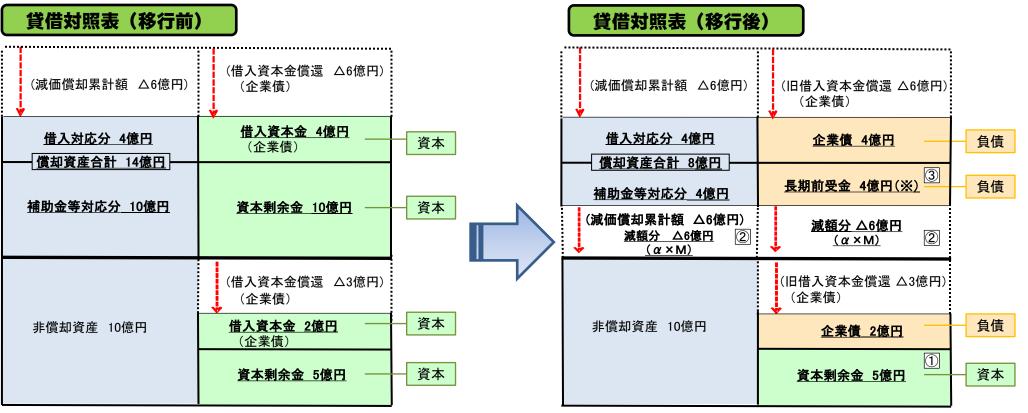
【資産と補助金等の対応関係の把握が可能な場合でみなし償却を行っていなかった場合(例②)】 旧みなし償却規定を適用していた場合の帳簿価額との差額に相当する額について、資本剰余金から利益剰余金に振り替える(同令附則§6④)。

※資本剰余金が不足する場合は、不足額については、振り替えないものとする(同令附則 § 6⑤)。

【資産と補助金等の対応関係の把握が不可能な場合でみなし償却を行っていなかった場合(例③)】 按分等の方法により、資産と補助金等の対応関係を決定したうえで、例②の方法により処理する。 移行処理が按分等の方法又は他の合理的な方法によってもなお困難な事情がある場合には、引き続き旧みなし償却規定を適用し、資本剰余金についても移行処理しないことができる。ただし、当該資産について、新たに改良を行った場合は、当該改良部分については新たに取得した資産とみなして処理する(同令附則§6⑦、⑧)。

既取得資産に係る資本剰余金の移行処理の例① (資産と補助金等の対応関係の把握が可能な場合でみなし償却を行っていた場合の例)

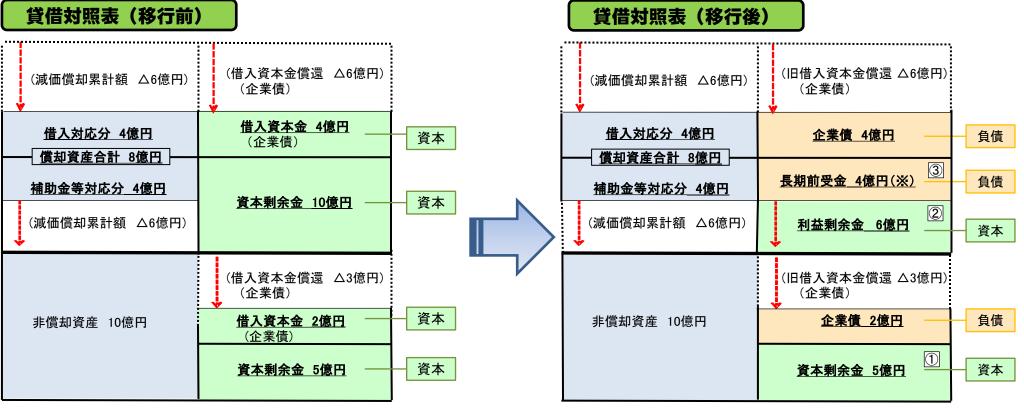
- ◆償却資産に係る資本剰余金額:A 償却年数:N 経過年数:M 1年当たりの収益化額:α(=A×(1/N)) 償却は、定額法による。ただし、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行って いる減価償却方法に沿った処理が必要。
- ◆移行処理
 - ① 非償却資産の取得に充てた補助金等の額に相当する資本剰余金は、引き続き資本剰余金のまま計上
 - ② 償却資産に係る資本剰余金(A)から、期間の経過に対応して減価すべき額(α×M)を減額し、償却資産からも同額を減額
 - ③ ②により減額された後の残余の資本剰余金 (A-α×M) を長期前受金に計上
- ◆例:事業資産30億円(償却資産20億円、非償却資産10億円)を償却資産に係る補助金等10億円、非償却資産に係る補助金等5億円(計15億円)、 企業債15億円により取得。企業債15億円は、償却年数で均等償還。 償却年数10年,経過年数6年,残存価額0円の場合の移行処理(A=10,N=10,M=6,α=1(10×1/10))



既取得資産に係る資本剰余金の移行処理の例2

(資産と補助金等の対応関係の把握が可能な場合でみなし償却を行っていなかった場合の例)

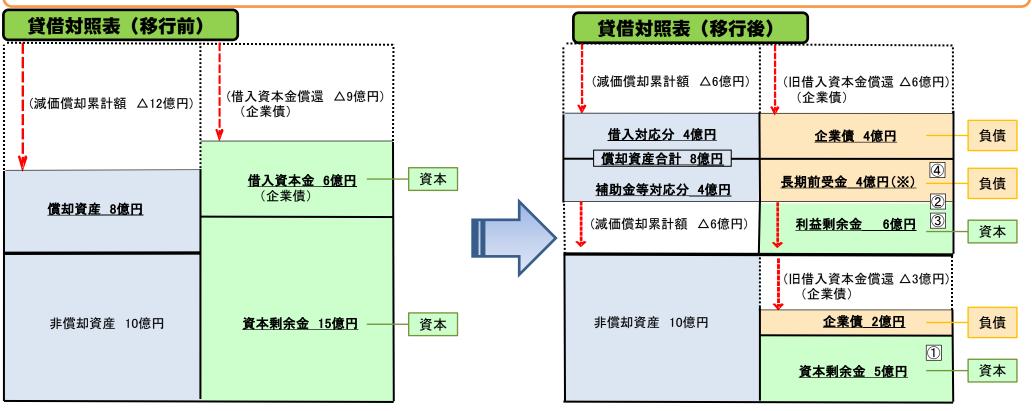
- ◆償却資産に係る資本剰余金額:A 償却年数:N 経過年数:M 1年当たりの収益化額:α(=A×(1/N)) 償却は、定額法による。ただし、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行って いる減価償却方法に沿った処理が必要。
- ◆移行処理
 - ① 非償却資産の取得に充てた補助金等の額に相当する資本剰余金は、引き続き資本剰余金のまま計上
 - ② 償却資産に係る資本剰余金(A)のうち、期間の経過に対応して減価すべき額(α×M)を利益剰余金に振り替える
 - ③ ②により振り替えられた後の残余の資本剰余金 (A-α×M) を長期前受金に計上
- ◆例:事業資産30億円(償却資産20億円、非償却資産10億円)を償却資産に係る補助金等10億円、非償却資産に係る補助金等5億円(計15億円)、 企業債15億円により取得。企業債15億円は、償却年数で均等償還。 償却年数10年,経過年数6年,残存価額0円の場合の移行処理(A=10,N=10,M=6,α=1(10×1/10))



既取得資産に係る資本剰余金の移行処理の例③

(資産と補助金等の対応関係の把握が不可能な場合でみなし償却を行っていなかった場合の例)

- ◆償却資産に充てたと考えられる資本剰余金額:A 償却年数:N 経過年数:M 1年当たりの収益化額:α (= A × (1/N)) 償却は、定額法による。ただし、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。
- ◆移行処理
 - ① 非償却資産の取得に充てたと考えられる補助金等の額を按分等の方法により算出し、同額は引き続き資本剰余金のまま計上
- ② 償却資産の取得に充てたと考えられる補助金等の額を、①で算出した額を全体の補助金等の額から差し引くことにより算出- (A)
- ③ 償却資産に充てたと考えられる資本剰余金額(A)のうち、期間の経過に対応して減価すべき額(α×M)を利益剰余金に振り替える
- 4 ③により振り替えられた後の残余の資本剰余金 (A-α×M) を長期前受金に計上
- ◆例:事業資産30億円(償却資産20億円、非償却資産10億円)を補助金等15億円、企業債15億円により取得。企業債15億円は、償却年数で均等償還。 償却年数10年,経過年数6年,残存価額0円の場合の移行処理(A=10,N=10,M=6,α=1(10×1/10))



繰延収益(長期前受金)の償却方法

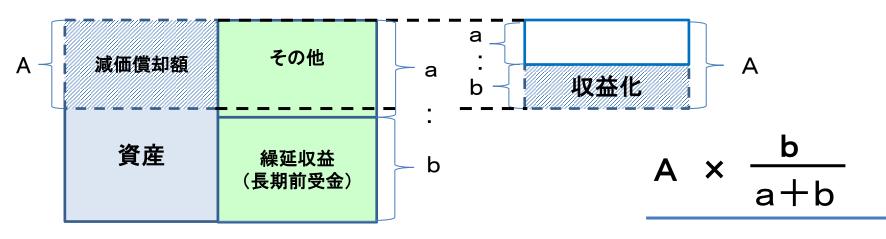
【繰延収益の償却】

○ 損益計算上において、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にするため、減 価償却に合わせて償却していく。

償却方法

繰延収益は、補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却を行う際に、当該固定資産の減価償却費(A)に当該固定資産の減価償却を行う日の直前における当該固定資産の帳簿価額(a+b)に対する同日の直前における当該固定資産に係る繰延収益(b)の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない(除却又は減損した場合も同様の取扱いとする。)(令§26②、則§21②)。

〈イメージ図〉



3. 引当金

【基本的な方針】

- ① <u>退職給付引当金の計上を義務化</u>(則§22)。
- ② 退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- ③ 一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、<u>地方公営企業会計負担職員に</u>ついて引当てを義務付ける。
- ④ 計上不足額については、適用時点での一括計上を原則。ただし、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の<u>退職までの平均残余勤務年数の範囲内</u>(ただし、最長15年以内とする。)での対応を可とする。なお、その内容は、「注記」(改正省令附則§5①)。
- ⑤ 退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする(例: 賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金)。
- ⑥ 従前の修繕引当金の概念は、修繕引当金と特別修繕引当金とに区分する。
- ⑦ 引当金の要件を満たさないものは、計上を認めないこととする。

引当てを義務付ける意義

「将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる」場合には、その額を負債又は資産に計上するとともに、毎事業年度所要額の引当を行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができる。

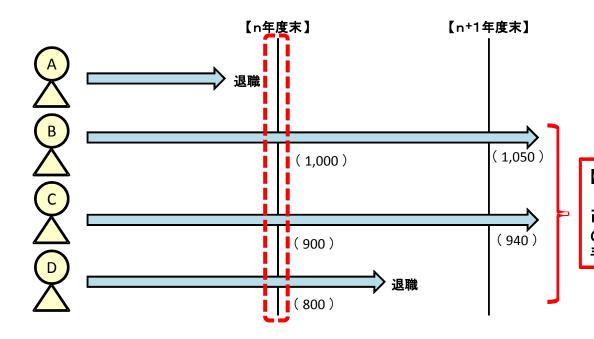
引当金(簡便法による退職給付引当金の算定方法)

【期末要支給額による退職給付引当金の算定】

年度末に特別職を含む全職員(年度末退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額・・・簡便法

算定イメージ

≪退職給付引当金に計上≫ 1,000(B)+900(C)+800(D) =2,700



【期末要支給額での算定】 BとCとDがn年度末に自 己の都合により退職するも のと仮定した場合の退職 手当額を計上。

引当金(退職手当組合を利用している場合)

- 退職給付の支給に関する事務を共同処理するために設立された一部事務組合に加入している地方公共団体の経営する地方公営企業が計上すべき退職給付引当金の額は、当該地方公営企業の退職給付債務から、組合への加入時からの負担金の累積額から既に企業職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に組合における積立金の運用益のうち当該地方公営企業へ按分される額を加算した額を控除した額とする。
- なお、組合への負担金は、拠出時に費用として認識し、退職給付引当金としては計上しない。

イメージ図

組合積立額

退職給付債務

退職給付引当金

※組合積立額は退職給付債務から控除する。

簡便法による場合

退職給付引当金

- = 期末要支給額 組合積立額(※1)
- (※1) 組合積立額
- = 負担金累積額 退職手当支給累計額
 - + 積立金運用益相当額

引当金の経過措置

【退職給付引当金の経過措置】

- 正確な期間損益計算と財政状態の適正な表示の観点から、これまでに発生した事象 に起因する引当金の計上不足額は、一括して特別損失に計上。
- 〇 ただし、企業会計や地方独法会計で経過措置が認められていることを踏まえ、一定期間の経過措置を認める(改正省令附則 § 5①)。
- 〇 現在計上されている退職給与引当金は、退職給付引当金となるものとする(改正省 令附則 § 5②)。

経過措置の内容

会計基準見直し時点での計上不足額については、全企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、 最長15年以内とする。)で均等に分割して計上することを可とする。

なお、経過措置の内容は、「注記」を行う。

<経過措置の考え方>

退職給付引当金は、現在勤務している職員に係る退職給付債務を認識し、必要額を計上しておくものである。

そのため、現時点で勤務している職員の平均残余勤務年数(法適用企業の平均=18年:20年度実績)や企業会計の経過措置(15年以内)も勘案

【修繕引当金の経過措置】

○ 現在計上されている修繕引当金は、従前の例により取り崩すことができる(改正省令 附則§4)。

4. 繰延資産

【基本的な方針】

- ① 新たな繰延勘定への計上を認めない(旧令§26)。
- ② ただし、事業法において繰延資産への計上を認められているものについては、引き続き繰延資産への計上を認める(令 § 25)。
- ③ また、控除対象外消費税については、引き続き繰延経理を認めることとし、長期前払 消費税として固定資産に計上する(則§5②Ⅲ木)。
- ④ なお、現在、繰延勘定に計上されている項目については、その償却を終えるまではなお従前の例による(改正政令附則§3)。

現行の繰延勘定の問題点

繰延勘定として認められている項目は、その効果が次年度以降に継続することが前提となるが、計上基準、計上 範囲等が明確でないため、将来の効果が不明確なものまで繰延勘定に計上されることも想定される。

繰延資産(現行の項目の取扱い)

繰延勘定として認められている項目(現行)の取扱い

○ 新たな繰延勘定への計上はすべて不可

	見直し後の取扱い
災害損失	・発生時に特別損失として費用処理 ・ただし、鉄道事業法に基づく国土交通大臣の許可が あった場合には繰延資産に計上可(令§25)
企業債発行差金	・企業債金額から直接控除(則§12②Ⅱ)
開発費•試験研究費	・発生時に費用処理
退職給与金	(退職給付引当金の義務付けに伴い不要)
控除対象外消費税	・長期前払消費税として固定資産に計上(則§20)

- ※ なお、現在、繰延勘定に計上されているもの(控除対象外消費税を除く)については、償却を終えるまで従前 の例による(改正政令附則§3)。
- ※ 控除対象外消費税については、引き続き繰延経理が認められるが、既往分については会計基準見直し時点 で繰延資産から固定資産に振り替える(改正省令附則§3)。

5. たな卸資産の価額

【基本的な方針】

- ① たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法を義務付け(則§8③Ⅲ)。
- ② 事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の<u>重要性が乏しい場合の評価は、低価法によらないことができる</u>ものとする(則§8③II)。

低価法を導入する理由

〇 たな卸資産の実態を適切に表示することにより、財政状態をより適切に表示できる。

たな卸資産の価額(短期間で現金化・費用化される貯蔵品等の低価法の適用)

たな卸資産の状況

- ①法適用企業のたな卸資産は、総資産の4.7%程度。 土地造成勘定(販売目的の土地)を除けば、0.1%程度にとどまる。
- ②地方公営企業のたな卸資産は、大部分が事業用の部品や消耗品。 宅地造成事業の販売用宅地以外は、基本的に<u>1年以内に現金化・費用化</u>。



短期間で現金化・費用化される貯蔵品等の低価法による評価

短期間で現金化・費用化される事業用の部品や消耗品等の貯蔵品について低価法による評価を行うことは、<u>重要性に乏しく</u>、費用対効果の観点等から、<u>その意義は小さい</u>。

(参考) 企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準(抄)

29. 棚卸資産には、事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨も含まれる・・・。このような財貨は、・・・一般に重要性が乏しいと考えられる。

6. 減損会計

【基本的な方針】

地方公営企業会計に、公営企業型地方独法における減損会計と同様の<u>減損会計を導</u>入する(則§8③II)。

減損会計を導入するメリット

- ①固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、減損会計を導入すれば、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額できる。
- ②地方公営企業の経営成績を早期に明らかにすることができるようになり、経営成績 に問題がある地方公営企業に対しては、早期の措置を講じることが可能となる。

減損会計を導入する必要性

企業会計・地方独法会計においては、減損会計を導入しており、多額の固定資産を 保有する地方公営企業においても導入すべき。

固定資産の減損会計

(1) 固定資産のグループ化



- ・他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグループ化
- ①継続的に収支の把握がなされている単位に区分
- ②キャッシュ・フローが相互補完的であればまとめる

- ・水道、交通、ガス、下水道の各事業は、事業全体でキャッシュ・フローを生成するのが通例と考えられる。
- ・工業用水道、電気、病院の各事業は、施設毎でキャッシュ・フローを生成するのが通例と考えられる。
- ・なお、遊休資産、賃貸用不動産は個別資産ごとにグルーピングを行うことが適当と考えられる。

兆候 なし

(2) 減損の兆候

・一般会計からの繰入金や長期前受金戻入も収益にカウント



- ①業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス (2年連続マイナスで当年度も明らかにプラスにならない)
- ②使用範囲又は使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化
- ③経営環境の著しい悪化
- ④市場価格の著しい下落(帳簿価額から少なくとも50%程度以上下落)

・稼働率の大幅減、大口需要 者の撤退等

・資産グループ全体のみならず、 主要な資産や土地が著しく下 落した場合も該当

(3) 減損損失の認識の判定

認識されず



帳簿価額>将来キャッシュ・フロ一総額(割引前) であれば減損損失を認識 ・割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は20年超でも可(民間企業は20年以内)

減損なし

(4) 減損損失の測定

将来キャッシュ・フロー総額(割引後)

帳簿価額と回収可能価額(正味売却価額と使用価値のいずれか大きい方)の差額を減損損失とする

7. リース会計

【基本的な方針】

- ① 地方公営企業会計に、<u>リース会計を導入</u>する。
- ② <u>中小規模の地方公営企業</u>においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、<u>通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる</u>ものとする。なお、この場合は、未経過リース料を注記することとする(則§55、§42 I)。

導入の意義

- ① ファイナンス・リース取引については、その<u>経済的実態が、当該物件を売買した場合と同様の状態にある</u>と考えられ、借り手として、<u>資産及び負債を認識することが可能となること</u>
- ② オペレーティング・リース取引については、リース期間中に解約不能のリース取引に係る未経過リース料総額を注記することで、適切な情報開示が可能となること(則§42 II)

リース会計(中小規模の公営企業の特例)

○ 中小規模の地方公営企業については、企業会計における中小企業と同様の取扱いとする。

(参考) 中小企業の会計に関する指針【リース取引】

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、<u>通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができ</u>る。この場合は、未経過リース料を注記する。

中小規模の地方公営企業の基準

地方公営企業法第2条第1項各号に掲げる事業であって、地方公営企業法施行令第8条の2の<u>管</u> 理者を置かなければならない企業に該当しないものを、中小規模の公営企業とする。

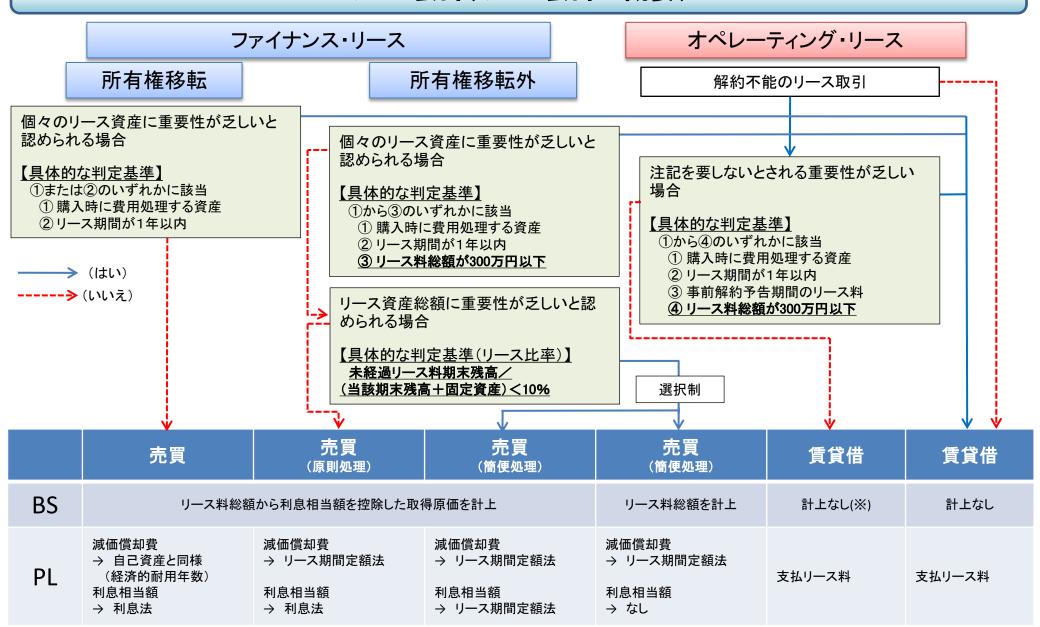
※なお、病院事業については、中小規模の特例は設けない。

(参考) 法定事業のうち管理者必置の地方公営企業 (大規模企業) の割合

	合計	水道	工水	交通	電気	ガス
事業数	1, 604	1, 358	152	38	26	30
大規模企業	55	30	1	16	5	3
割合	3. 4%	2. 2%	0. 7%	42. 1%	19. 2%	10.0%

(「地方公営企業決算状況調査」(平成22年度実績)より)

リース会計(リース会計の概要)



8. セグメント情報の開示

【基本的な方針】

- ① 地方公営企業会計に、セグメント情報の開示を導入する。
- ② セグメントの区分は、事業単位の有無も含め、各地方公営企業において判断することとし、企業管理規程で区分方法を定めるものとする(則§40②)。
- ③ 開示すべきセグメント情報は、セグメントの概要、営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債、その他の項目とする(則§40①)。

セグメント情報の開示を導入する意義

- 地方公営企業は、業績評価のための情報提供等による議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、 その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について適切なセグメントに係る財務情報を開示 することが求められる。
- 企業経営の面から見ても、経営分析を多面的に行うためのツールとして有用である。

セグメント情報の開示(区分方法等)

セグメント情報の区分方法

○ 各地方公営企業において判断⇒ 企業管理規程で定める

- ・マネジメント・アプローチ(※)の考え方を踏まえる
- ・民間企業・地方独立行政法人における区分も参考
- ・事業単位の有無も含めて判断

※マネジメント・アプローチ

企業の最高意思決定機関が意思決定や業績評価に おいて使用する企業活動を区分した事業単位で開示

【事業単位の例】

事業名	事業単位の例			
水道事業	事業別(水道事業、簡易水道事業)等			
工業用水道事業	施設別等			
交通事業	事業別(路面電車、バス、モノレール等) 等			
病院事業	病院別(看護師養成所、救命救急センター等)等			
下水道事業	事業別(公共下水道(雨水分、汚水分)、 集落排水、浄化槽等)等			

セグメント情報の開示

- 4 セグメント情報に関する注記
- (1) 報告セグメントの概要
- (2) 報告セグメントごとの営業収益等

(単位:千円)

	何々	何 々	その他	合 計
営業収益	× × ×	× × ×	× × ×	x x x
営業費用	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
営業損益	× × ×	× × ×	x x x	× × ×
経常損益	× × ×	× × ×	^ ^ ^	× × ×
セグメント資産	× × ×	× × ×	x x x	× × ×
セグメント負債	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
その他の項目	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
他会計繰入金	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
減価償却費	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×	× × ×	x x x
計	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

9. キャッシュ・フロー計算書

【基本的な方針】

- ① <u>キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け</u>る(令§17の2①Ⅱ、令§23)。
- ② キャッシュ・フロー計算書における「資金」は、貸借対照表における「現金・預金」と同定義とする。
- ③ 法第31条に基づく計理状況の報告の具体的方法(様式等)については、事務の簡素 化等の観点から各地方公営企業・地方公共団体の裁量とする。

導入の意義

- 発生主義会計のもとでは、収益・費用を認識する会計期間と現金の収入・支出を認識する時期とに差異が生じる。
- キャッシュ・フロー計算書の導入により、この現金の収入・支出(資金の変動)に関する情報を得ることが可能となる
 - ア) 資金繰りの状況等の明示により、経営の健全性や経営危機等の判断が可能となるとともにキャッシュ・フローを使った 新しい財務分析も可能となる。
 - イ)貸借対照表や損益計算書とあわせて、経営状況が明示されるとともに、債務の返済能力を示すことが可能となる。
 - ウ) 間接法を採用した場合には、減価償却費など現金支出を伴わない経費に係る内部留保資金が明示され、住民やサービス の利用者に経営状況を的確に情報提供することが可能となる。

キャッシュ・フロー計算書(様式イメージ)

直接法

間接法

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入によ る支出

人件費支出

営業収入

• • •

業務活動によるキャッシュ・フロー

Δ × × ×
Δ × × ×
× × ×

 $\times \times \times$

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出

有形固定資産の売却による収入

• • •

投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の 取得及び売 却、投資資 産の取得及 び売却等

資金の調達

及び返済

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

- 一時借入れによる収入
- 一時借入金の返済による支出

• • •

財務活動によるキャッシュ・フロー

資金に係る換算差額 資金増加額(又は減少額) 資金期首残高 資金期末残高 $\begin{array}{c}
\times \times \times \\
\Delta \times \times \times \\
\hline
\times \times \times
\end{array}$

× × × × × ×

 $\times \times \times$

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益

減価償却費

減損損失

貸倒引当金の増減額(△は減少)

長期前受金戻入額

有形固定資産売却損益(△は益)

たな卸資産の増減額(△は増加)

...

業務活動によるキャッシュ・フロー

× × × ×

 $\times \times \times$

 $\triangle \times \times \times$

営業収入、 仕入支出等、 投資活動及 び財務活動

以外の通常 の事業活動

の事業活動に係る取引

※ 当年度純利益に、損益計算書に係る資金の流出入に関連しない減価償却 費等の項目を調整

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

直接法と同様

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

直接法と同様

直接法と同様

10. 勘定科目等の見直し

【基本的な方針】

- 〇 会計基準の改正の方向性も踏まえつつ、地方公営企業法の資金不足の状況をはじめとする経営情報が、財務諸表上、可能な限り明らかにされるよう勘定科目の見直しを図る。
- また、地方公営企業の状況を適切に開示するため、重要な会計方針等を注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。(則 § 35)

勘定科目等の見直し

貸借対照表

- 借入資本金: 負債(企業債、他会計借入金)として計上するため廃止
- 繰延収益(「長期前受金」): 償却資産の取得に伴う補助金等を計上(減価償却に伴い収益化)
- 引当金: 退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金等を計上
- 繰延資産: 事業法において計上を認められているもの以外は計上を認めない
- 控除対象外消費税: 引き続き繰延経理を認めることとし、「長期前払消費税」として固定資産計上
- 〇リース資産・債務: 一定の基準に該当する場合、売買取引に係る方法に準じて会計処理
- 〇 減損損失累計額: 固定資産の減損を行う場合には、当該固定資産の帳簿価額から直接控除する。ただし、減損損 失累計額を記載することも可能

<見直し前>

資産

- 1 固定資産
- 2 流動資産
- 3 繰延勘定
 - 企業債発行差金
 - 開発費
 - 退職給与金
 - 試験研究費
 - 災害損失
 - 控除対象外消費税

負債

- 4 固定負債
- 5 流動負債

資本

- 6 資本金
 - 借入資本金
- 7 剰余金
- その他資本剰余金 (償却資産の取得に伴う補助金等)



<見直し後>

資産

- 1 固定資産
 - 長期前払消費税
 - ・リース資産
- 2 流動資産
- 3 繰延資産
- 事業法において計上を 認められているもののみ (鉄道事業法)

負債

- 4 固定負債
 - · 企業債、他会計借入金
 - 引当金
 - ・リース債務
- 5 流動負債
 - 企業債、他会計借入金
 - 引当金
- ・ リース債務
- 6 繰延収益
 - 長期前受金

資本

- 7 資本金
- 8 剰余金

勘定科目等の見直し

損益計算書

- 〇「長期前受金戻入」: 減価償却に伴い「長期前受金」を収益化
- たな卸資産: 低価法による評価を行った場合に評価損を計上(営業費用)
- 〇 減損損失: 固定資産の減損を行った場合に減損損失を計上(特別損失)
- 〇 リース取引: リース資産の減価償却費を計上(営業費用)

- 1 営業収益
- 2 営業費用
 - 資産減耗費
 - 減価償却費
- 3 営業外収益
 - 長期前受金戻入
- 4 営業外費用
- 5 特別利益
- 6 特別損失
 - 減損損失

当年度純利益 前年度繰越利益剰余金

当年度未処分利益剰余金

注記

- 〇注記に記載する項目(則§35)
 - ・重要な会計方針に係る事項(資産の評価基準及び評価方法、引当金の計上方法等)に関する注記
 - ・予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記
 - ・貸借対照表等に関する注記
 - セグメント情報に関する注記
 - ・減損損失に関する注記
 - •リース契約により使用する固定資産に関する注記
 - ・重要な後発事象に関する注記
 - その他の注記

11. 組入資本金制度の廃止

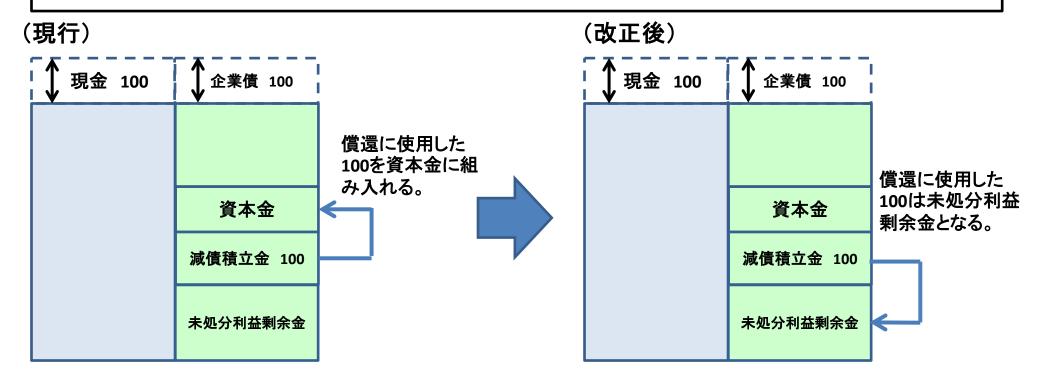
減債積立金を使用して企業債を償還した場合、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度(組入資本金制度)を廃止する(旧令§25)。

そのため、使用した額に相当する額は未処分利益剰余金となる。

その後の未処分利益剰余金の取扱いは、議会の関与を経て決定することとする。

(例)

減債積立金100を使用して、企業債100を償還した場合の減債積立金の処理方法。



12. 会計変更に伴う経過措置等

1 施行期日等

〇 施行期日 : 平成24年2月1日

(平成26年度予算及び決算からの適用とし、それ以前からの適用も可能)

○ 財政措置 : 会計基準改正に伴い必要となるシステム改修費について所要の財政措置を行う。

(平成23年度から)

・ 経常収支に不足を生じている企業又は累積欠損金を保有している企業について、会計システムの改修に要する標準的な経費の1/2(ただし、経常収支の不足額又は累積欠損金のいずれか多い額を限度とする。)について一般会計から繰出す(一般会計繰出額の1/2を特別交付税措置)。

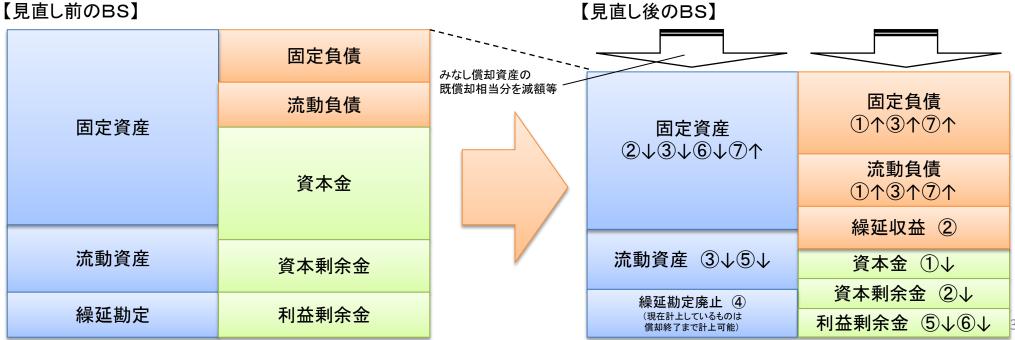
・ 会計システム改修費から一般会計繰出額を除いた部分の経費(公営企業会計負担分)については、公営企業債の対象とする(当該公営企業債の元利償還金に対する地方交付税措置は講じない。)。

2 健全化判断比率等に関する措置

○ 会計の見直しが財政健全化法の指標に影響することから、今回の見直しが指標に影響すること がないよう、必要な調整を行う。(地方債の協議制等の取扱いについても同様。)

ポイント 財務諸表への影響

	見直し項目	増加	減少				
1	借入資本金を資本から負債に計上	固定負債、流動負債	資本金(借入資本金の廃止)				
2	みなし償却制度を廃止、長期前受金を計上	繰延収益(長期前受金)	固定資産、資本剰余金				
3	引当金を計上	固定負債、流動負債(負債性引当金<退手·修繕等>)	固定資産、流動資産(評価性引当金<貸倒引当金>)				
4	繰延勘定を廃止(一部を繰延資産に計上)		繰延勘定(廃止)				
⑤	たな卸資産の価額に低価法を義務づけ		流動資産(帳簿価額>時価の場合)				
6	減損会計を導入		固定資産(減損した場合)				
7	リース会計を導入	固定資産(リース資産)、 固定負債、流動負債(リース債務)					
<i>r</i> = -	ri ti	【月古」並の201					



健全化指標等への影響

(1)資金不足比率

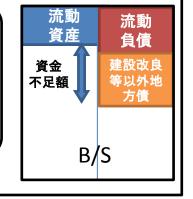
- 1 財政健全化法 「資金不足比率」20%以上 → 経営健全化計画の策定義務 等
- 2 地方財政法 「資金不足比率」10%以上 → 企業債の発行が協議制から「許可制」へ

資金不足比率

=<u>資金不足額</u> ÷ 事業規模

 \downarrow

(<u>流動負債</u>+建設改良等以外に充てた地方債現在高一<u>流動資産</u>) 一解消可能資金不足額(※解消可能資金不足額の控除は財政健全化法のみ)



(2)新しい会計基準による影響	項目の変動	資金不足比率
A 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良)	流動負債 増	
B 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(準建設改良)	流動負債 増	
C 負債性引当金のうち、通常1年以内に使用される見込みのもの	流動負債 増	上昇
D 評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの	流動資産 減	
E 翌年度支払いのファイナンス・リース債務	流動負債 増	
F たな卸資産の低価法義務付け	流動資産 減	

(3) 資金不足比率に影響を与える項目についての算入の要否

- A 翌年度償還の企業債・他会計からの 借入金(建設改良)
- B 翌年度償還の企業債・他会計からの 借入金(準建設改良)



算入対象からの除外措置

- C 負債性引当金のうち、通常1年以内に 使用される見込みのもの(修繕引当金、賞 与引当金等)
- D 評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの
- E 翌年度支払いのファイナンス・リース債務

算入猶予の経過措置 (3年間)

F たな卸資産の低価法義務付け



算入(特段の措置を講じない)

(参考)

「引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常一年以内に使用される見 込みのものは流動負債に属するものとする。」

「引当金のうち、退職給与引当金、特別修繕引当金のように、通常一年をこえて使用される見込みのものは、固定負債に属するものとする。」

企業会計原則第三の四(二)

「引当金については、1年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を 正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。」

財務諸表等規則ガイドライン52-1-6

資金不足比率に影響を与える項目についての算入猶予の経過措置

○ 制度の円滑な定着のため、適用から3年間は資金不足比率算入を猶予する。

〈算入猶予期間(平成26年度から適用を開始した場合)〉

〇地方財政法上の算入猶予期間

 平成26年度	平成27年度	₹ 平成	28年度	平成29年度	平成304	年度
	平	成26年決算提出	出時から平成2	9年決算提出時まで	算入を猶予	
適						
用 開 始						•

○財政健全化法上の算入猶予期間

 平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	平成27年	度から平成29年度までの	の算入を猶予		
<u>適</u> 用					
開始					

Ⅲ. 財務規定等の適用範囲の拡大等

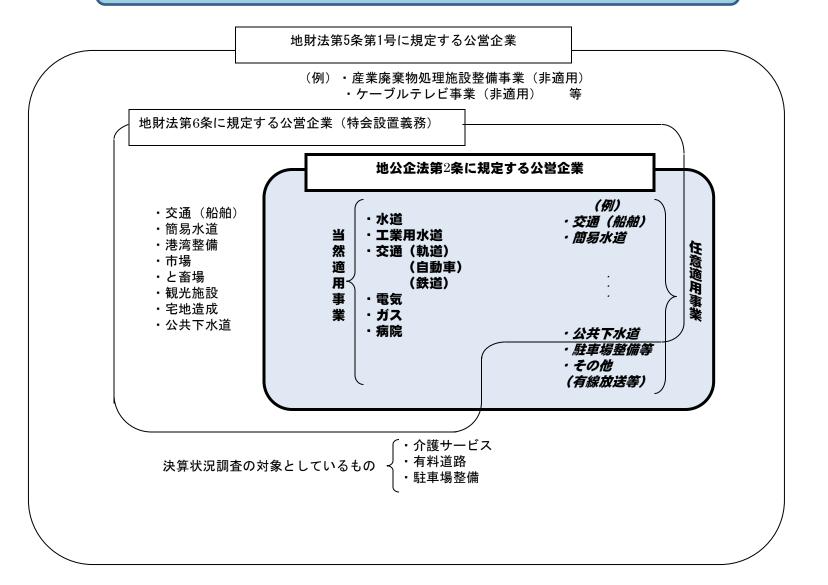
【基本的な方針】

- ① ストック情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、地方公営企業法の財務規定等を 適用するメリットが大きいことから、原則として、法非適用企業(地方財政法第6条の公営企業の うち法適用企業以外の企業)に財務規定等を適用することが望ましい。
- ② 地方公共団体は、財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべき。また、財務規定等の適用にとどまらず、地方公営企業法の全部適用についても併せて検討すべき。
- ③ 更に、地方公営企業法を適用しない事業であっても、公共事業をはじめ、投資規模の大きいもの、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるもの等については、積極的に新たな地方公営企業会計基準の活用を検討し、費用対効果等を適切に検証していくべき。また、第三セクター等の経営分析においても同様に活用されることが期待される。



財務規定等の適用範囲の拡大については、引き続き更なる検討を進める。

財務規定等の適用範囲の拡大等(公営企業の範囲)



財務規定等の適用範囲の拡大等(財務規定等の適用範囲の拡大のメリット)

経営成績や財政状況の明確化

① 損益取引と資本取引との区分

官公庁会計においては、管理運営に係る取引と建設改良等に係る取引の区分がされていないが、区分経理することで経営状況を明確に把握し、その分析を通じ将来の経営計画が策定できる。

② 発生主義の採用

経済活動の発生という事実に基づき経理記帳を行うため、一定期間における企業の経営状況や特定の時点における財政状況が明確になる。

出納整理期間がなくなるため、決算確定が2ヶ月早まり、前年度決算実績の当年度の事業運営への活用が容易となる。

③ 使用料対象原価の明確化

当該期間内に効果が現れる収入及び支出についてのみ損益として把握するため、期間損益計算が適正に行われる。 使用料改定を議会に説明又は住民にPRする際に、事業の財政状況及び使用料改定の必要性を明確に説明することができるため、理解を得やすくなる。

弾力的な企業経営

① 弾力的な企業経営

必要に応じ業務量の増加に伴い収益が増加する場合においては、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められている(法第24条第3項)。

② 職員の経営意識の向上

適切な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則が職員の意識改革を促し、経営意識を向上させる。

Ⅳ. その他の検討事項

【地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例】

- 計画性・透明性の高い企業経営を推進する観点から、経営の基本に関する事項(経営の基本方針)として、「一般会計等との経費負担の原則」及び「資本の維持造成に関する事項」を条例において規定するというもの
 - ※資本の維持造成に関する事項:施設の更新財源の確保を含めた中長期的な経営方針を定めるもの

【その他の検討事項】

- 2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることのできる特例の拡大
- 1円まで減価償却できる規定の拡大
- 〇 指定管理者制度を採用している地方公営企業の取扱い
- 出納取扱金融機関等の担保提供義務の緩和
- 〇 公営企業型地方独法会計基準等の見直し
- 予算・決算等に係る関係書類の見直し